

## 第4節 災害廃棄物処理体制の構築

### 第1項 広域的な災害廃棄物処理体制の構築

#### 1 県災害廃棄物処理計画の策定

平成27年7月に「廃棄物処理法」が一部改正され、都道府県が定める廃棄物処理計画において非常災害時における廃棄物の適正処理等に関して必要な事項を定めることとされました（法第5条の5第2項第5号等）。

そこで、県では、「第二次群馬県循環型社会づく

り推進計画」に基づいて、平成29年3月、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に向けて「群馬県災害廃棄物処理計画」を策定しました。

この計画では、平時における備えから大規模災害発生時の対応までの、切れ目のない対策を定めています。

#### 2 国、近隣都県、市町村及び処理業者等との応援・連携体制の構築

大規模災害時には、災害廃棄物の処理のために、市町村域や県域を越えた連携が不可欠です。

県では、災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための相互応援協定を市町村、清掃関係一部事務組合及び関係事業者団体等と締結しています。

また、平成28年9月に「群馬県災害廃棄物処理対策協議会」を設置し、県内の市町村及び関係

団体との連携体制を構築しました。

さらに、環境省関東地方環境事務所、関東ブロック10都県及び政令市、中核市等で構成する大規模災害時廃棄物対策関東地域ブロック協議会において「大規模災害発生時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画」（平成29年3月）が策定され、広域的な支援体制が構築されています。

#### 3 全市町村による災害廃棄物処理計画策定への支援

災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するためには、災害廃棄物の処理主体である市町村において災害廃棄物処理計画を策定することが必要です。

このため、県内の全市町村が速やかに計画を策定できるよう、「群馬県災害廃棄物処理対策協議会」等を通じた情報提供や、担当職員を対象とした研

修会等を実施しました。

また、「群馬県災害廃棄物処理計画」の資料編において、市町村災害廃棄物処理計画策定マニュアル及びモデル計画を示すなど、市町村災害廃棄物処理計画の策定支援に取り組んでいます。

### 第2項 処理施設の強靱化の促進

#### 1 市町村による廃棄物処理施設の災害拠点化、耐震化等の取組への支援

大規模災害時において、早期の復旧・復興を図るためには、公共の廃棄物処理施設を、通常の廃棄物処理に加え、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための拠点と捉え直し、平時から廃棄物処理の広域的な連携体制を築いておく必要があります。

地域の核となる廃棄物処理施設においては、地震や水害によって稼働不能とならないよう、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保することが重要です。

特に焼却施設については、大規模災害時にも稼働を確保することにより、地域の災害対応拠点と

して、電力供給や熱供給等の役割も期待できます。

そのため、県では、循環型社会形成推進交付金制度等の事務を通じ、一般廃棄物処理施設を整備する際の耐震化や災害拠点化のために必要な設備整備に係る情報提供を行う等、災害廃棄物処理体制の構築に向けた支援を行っています。

また、平成29年3月に策定した「群馬県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」では、市町村が整備する廃棄物処理施設が災害対応拠点となるよう、広域ブロック区分の検討要素の1つに災害対策（広域施設の立地地域の避難場所への電力供給可能率）を設定しています。



## 災害廃棄物の処理について

### ■災害廃棄物の基本

災害廃棄物は、一時に大量かつ様々な種類の廃棄物が混在した状態で発生します。災害廃棄物の処理は、生活環境の保全及び公衆衛生の悪化の防止、また被災地域の早期の復旧・復興への第一歩であることから、適切かつ円滑・迅速な処理が重要です。

災害廃棄物は、全て一般廃棄物として、市町村に処理責任がありますが、大規模災害時には、市町村の職員や廃棄物処理施設が被災する、市町村の廃棄物処理施設の能力を遙かに超える廃棄物が発生する、また、市町村で対応できない多種多様な廃棄物が発生するなどの事態が予想されます。

このような事態に対応するためには、被災市町村に対する広域的な相互支援体制の構築、処理施設の強靱化対策の実施及び廃棄物処理業者を始めとする民間業者との連携等が不可欠です。

### ■相互支援・連携体制

県では、全市町村及び清掃関係一部事務組合との間で「群馬県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定」(平成20年4月)を締結し、災害発生時の相互応援の枠組みを構築しました。

また、公益社団法人群馬県環境資源保全協会及び一般社団法人群馬県環境保全協会とそれぞれ「災害時における廃棄物処理に関する協定」(平成21年4月)を締結し、災害発生時の支援協力体制を構築しました。現在、支援協力体制を更に充実するため、協定の拡大に向け、関係者と協議・調整を進めています。

### ■災害廃棄物の発生量の推計

平成29年3月に策定した「群馬県災害廃棄物処理計画」では、「群馬県地域防災計画」で想定されている3つの地震について、次のとおり災害廃棄物の発生量の推計を行いました。

予測される地震	主な被災地域	推計発生量	地震規模 (マグニチュード/観)
関東平野北西縁断層帯地震	高崎、藤岡、安中、伊勢崎、太田、富岡、甘楽、玉村、大泉、館林	1,318万t	M8.1/7
太田断層地震	太田、伊勢崎、桐生、大泉、みどり	515万t	M7.1/7
片品川左岸断層地震	片品、沼田、桐生	5万t	M7.0/7
首都直下地震	茨城、埼玉、千葉、東京、神奈川、静岡	11,000万t	M7.5/7
南海トラフ巨大地震	東海・近畿・中国四国・九州各地方	32,000万t	M9.1/7

### 【参考】過去の災害における災害廃棄物の発生量

災 害	発生量	地震規模 (マグニチュード/観)
阪神・淡路大震災(平成7年1月)	1,500万t	M7.3/7
東日本大震災(平成24年3月)	3,100万t	M9.0/7
熊本地震(平成28年4月)	190万t	M6.5/7

### ■仮置場の設置・運営

災害廃棄物を速やかに被災現場から仮置場に搬出・撤去することは、道路、電気、水道等のライフラインの早期復旧により市民生活を維持し、復興に向けた歩みを確実にしていくために極めて重要です。

仮置場の設置については、粗選別・保管を行う「一次仮置場」と、「一次仮置場」で選別した災害廃棄物の再選別・保管を行う「二次仮置場」を想定しておく必要があります。特に、二次仮置場は、設置期間が1年以上に及ぶため、公有地や長期間利用が見込まれない私有地から選定することが望ましいとされています。

発災後、仮置場を十分に確保できなかつたり、開設が遅延したり、住民への広報が不十分であると、近隣の公園等に、自然発生的に処理困難な大量のごみが混合状態で置かれ始め、衛生面・安全面から様々なトラブルを引き起こしかねない状況になります。

このため、県では、発災後、円滑かつ迅速に仮置場を確保・開設できるよう、災害廃棄物の処理主体である市町村と連携し、平時から複数の仮置場候補地を選定・リスト化し、定期的に見直すこととしています。



発災後、自然発生的にごみが混合状態で置かれ始めた公園

仮置場の開設後は、直ちに住民や処理業者によるごみの持ち込みが始まります。このため、仮置場の場所や搬入時間、分別や排出方法等のルールについて周知を図る必要があります。

県では、県民に対して、災害初動期にはあらゆる広報媒体を活用して仮置場における留意事項等の周知を図っていくほか、平時から、災害廃棄物の分別・処理方法に加え、住宅の耐震対策や防災意識、ごみの減量化等に関する普及啓発や広報を行っていきます。